

# 令和6年9月 農業委員会総会

令和6年9月6日（金）

分庁舎2階第2多目的室

午後3時00分から午後5時00分まで

## 1. 出席者

### <農業委員>

1番	宮田	早苗	6番	相京	文夫
2番	京増	孝一	7番	木我	恭子
3番	飯田	隆男	8番	石橋	義弘
5番	石渡	潤一			

### <農地利用最適化推進委員>

竹尾	謙一	篠原	庄一
斉藤	孝壹	大塚	浩
小坂	和男		

## 2. 欠席者（農業委員）

4番	綿貫	清
----	----	---

## 3. 農業委員会事務局 古川事務局長・鶴澤副主査（書記）・石橋主事

## 4. 議題 会長辞任及び新会長選出について

第1号議案 農地法5条許可申請について（2件）

# 酒々井町農業委員会総会会議録

令和6年9月6日（金）

古川事務局長 ただいまから令和6年9月の農業委員会総会を開会いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

相京会長 本日もお疲れ様です。私事で恐縮ですが会長職を辞任させていただきますので、この後、会長選を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。

古川事務局長 ありがとうございます。なお、事前にお伝えしたとおり、転用に係る現地確認については事前に撮影したカラーコピーの写真にかえさせていただきます、皆様のお手元に配布させていただきましたのでご確認下さい。それでは、議事に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、酒々井町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により会長が議長を務めることとなっておりますが、最初の案件が会長の辞任に関する件で相京会長が議事参与できないため、この後の議事の進行につきましては、京増職務代理をお願いいたします。

京増職務代理 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、7名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、7番 木我恭子委員、8番 石橋義弘委員を指名します。また、書記に事務局の鵜澤副主査を任命します。なお、本日の総会は、会長選についてと、議案1件その他となりますので、よろしくお願いいたします。

京増職務代理 続いて、次第の2についてでございますが、相京会長から、令和6年8月27日付で、体調不良により会長の職を辞任したい旨の届出がありました。農業委員会等に関する法律第13条第2項に「会長は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て会長を辞任することができる。」とありますので、同意することの採決をいたします。なお、本案件は相京会長ご本人の案

件ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することができません。相京会長におかれましては、採決前に退室願います。

(相京会長 退室)

京増職務代理 それでは、相京会長の辞任に同意する方は挙手をお願いします。

古川事務局長 挙手全員です。

京増職務代理 採決の結果、挙手全員でございますので、相京会長の辞任について同意することに決定いたします。相京会長には、入ってもらってください。

(相京会長 入室)

京増職務代理 続きまして、後任の会長を決めたいと思いますので、よろしく願いいたします。会長の選出方法について、事務局から説明願います。

古川事務局長 会長の選出方法につきまして、ご説明させていただきます。農業委員会等に関する法律第5条第2項に、会長は、委員が互選した者をもって充てると規定されておりますので、互選による方法につきまして、ご説明させていただきます。原則として投票により行うこととされておりますが、指名推薦を行っても差し支えないとされております。その場合、投票を行ったものと全く同一の結果が得られるという場合に限って認められるため、次の3点の手続きが必要であるとされております。

- ①指名推薦の方法を用いることを会議に諮り、出席農業委員全員の同意を得ること
- ②指名者を誰にするか会議に諮り、出席農業委員全員の同意を得ること
- ③指名されたものを当選人と定めて良いか出席農業委員全員の賛同を得ること

なお、2点目で、複数の候補者が上がった場合や、お一人でも投票を主張された場合、指名推薦ではなく投票となります。以上で説明を終わらせて頂きます。

京増職務代理 事務局から説明がありましたが、指名推薦の方法をとることについて、異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

京増職務代理 異議なしとのことですので、指名推薦とさせていただきたいと思います。どなたか、立候補又は推薦したい方はありますか。

(会場から飯田委員を推薦する声あり)

京増職務代理 その他にはございませんでしょうか。無いようですので、ただいま推薦のありました飯田委員を農業委員会会長とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙 手)

京増職務代理 委員全員が賛成となりましたので、飯田委員を農業委員会会長とすることに決定いたしました。それでは、飯田委員より会長就任のご挨拶を頂戴したいと思います。

(新会長あいさつ)

京増職務代理 ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。会長が決まりましたので、ここで臨時議長を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

古川事務局長 京増職務代理におかれましては、臨時議長の大役、お疲れ様でした。自席の方へお戻り下さい。これから座席の移動を行いますのでしばらくお待ちください。

(座席の移動)

古川事務局長 この後の議事の進行につきましては、酒々井町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により新会長に議長をお願いいたします。

飯田議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。なお、第1号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1及び2については、譲受人が同一の案件のため、一括して事務局・地区担当委員の説明を求め、その後、一括して申請人の説明を求めたいと思います。始めに、整理番号1について事務局の説明を求めます。

古川事務局長 第1号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1について説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。譲受人は東京都千代田区に住所を有する法人、譲渡人は成田市在住者です。申請地は本佐倉の農地1筆で、地目は畑、面積は1,378㎡です。申請理由は太陽光発電施設の建設です。権利の種類は所有権移転です。立地基準については、本申請地は農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。資力及び信用については、預貯金残高証明が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから資力及び信用性に問題はありません。許可後、本申請に係る用途に遅滞なく供することについては、許可後着工予定、令和6年11月30日完了予定です。位置については2ページの位置図、3ページの公図をご覧ください。土地利用計画図については4ページをご覧ください。事業計画については、5・6ページをご覧ください。土地の造成については、軽く整地するのみで切土・盛土は行わず、パネルの杭については地面に直接打ち込み設置するとのことで

す。土地選定理由は、譲受人が自社所有の発電所による売電事業の拡大に向け発電所用地を探した結果、本申請の譲渡人より将来にわたって農業を行う意思がなく処分を希望しているという情報を得て、交渉の結果、合意に至ったことから本申請に至ったとのこと。用水については使用しません。雨水排水については、敷地内で自然浸透とし、汚水・雑排水は発生しません。なお、4ページの土地利用計画図の中の排水計画図とおり本申請地の外周に高さ30cmの土留めを設置し、雨水が隣接地に流出しないよう配慮することです。防災計画については、工事中は常に責任者を設置し安全確認に努め、工事後は定期的な設備点検・雑草の管理を徹底します。また、フェンスの設置及び門扉の施錠により防犯に配慮することです。周辺農地の営農条件への被害防除対策については、外周への土留めの設置、定期的な草刈り等により配慮することです。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 会 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明については石渡委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

石 渡 農 業 委 員 隣接地耕作者の〇〇〇〇さんから了承を得ているとのことなので、問題ないです。耕作されていないので転用もやむを得ないと思います。

飯 田 議 長 続いて、整理番号2について事務局の説明を求めます。

古 川 事 務 局 長 第1号議案 農地法第5条許可申請 整理番号2について説明させていただきます。資料の7ページをご覧ください。譲受人は東京都千代田区に住所を有する法人、譲渡人は本佐倉在住者です。申請地は本佐倉の農地2筆で、地目は畑、面積は合計で1,194㎡です。申請理由は太陽光発電施設の建設です。権利の種類は所有権移転です。立地基準については、本申請地は農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。資力及び信用については、預貯金残高証明が添付されており、過去に農地転用の違反等もな

いことから資力及び信用性に問題はありません。許可後、本申請に係る用途に遅滞なく供することについては、許可後着工予定、令和6年11月30日完了予定です。位置については8ページの位置図、9ページの公図をご覧ください。なお、本申請地への資材の搬入等の際の進入路については、正面道路とは段差があり進入不可能なため、本申請地に隣接する譲渡人の住宅側から進入するとのことです。土地利用計画図については10ページをご覧ください。事業計画については、11・12ページをご覧ください。土地の造成については、軽く整地するのみで切土・盛土は行わず、パネルの杭については地面に直接打ち込み設置するとのことです。土地選定理由は、譲受人が自社所有の発電所による売電事業の拡大に向け発電所用地を探した結果、本申請の譲渡人より将来にわたって農業を行う意思がなく処分を希望しているという情報を得て、交渉の結果、合意に至ったことから本申請に至ったとのことです。用水については使用しません。雨水排水については、敷地内で自然浸透とし、汚水・雑排水は発生しません。なお、10ページの土地利用計画図の中の排水計画図とおおり本申請地の外周に高さ30cmの土留めを設置し、雨水が隣接地に流出しないよう配慮するとのことです。防災計画については、工事中は常に責任者を設置し安全確認に努め、工事後は定期的な設備点検・雑草の管理を徹底します。また、フェンスの設置及び門扉の施錠により防犯に配慮するとのことです。周辺農地の営農条件への被害防除対策については、外周への土留めの設置、定期的な草刈り等により配慮するとのことです。以上で説明を終わらせて頂きます。

飯田議長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明については石渡委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

石渡農業委員 本申請地は、元の所有者が亡くなったことから妻である譲渡人が先日相続した場所です。耕作されていないので転用もやむを得ないと思います。

飯田議長 続いて、申請人を呼んでおりますので入室させて下さい。

(申請人 入室)

飯田議長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申請人 ○○○○○の○○と申します。よろしくお願いします。

申請人 ○○○○○の○○と申します。よろしくお願いします。

飯田議長 提出されました農地法5条の許可申請2件について審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明をお願いします。始めに、○○○ ○○○○番の申請について説明をお願いします。

申請人 私どもは○○○○○○から派生した会社で、事業としては太陽光発電施設の開発事業等を主に行っています。従業員○名で、売り上げ規模は○○円程度です。昨年酒々井町では今回の申請と同じ○○○地区で○件農地転用許可申請を提出し、許可を受け工事が完了し、既に稼働しております。パネル216枚、出力95.04kW、パワコン49.5kW、低圧で、売電単価1kWあたり○○円で○○年間の売電契約を予定し、○○年間で○○○○○円の利益を見込んでいます。譲渡人の○様が相続で取得しましたが農業を行う意思はなく、現況で申請地の一部は竹藪のような状態となり活用されていません。このことから私どもで買い取り活用することを提案し承いただきました。雨水は自然浸透とし、防護フェンスの他、土留めにより外部への雨水の流出を抑止します。造成計画は軽く整地するのみで土地形状を大きく変えることはありません。草刈りは年2回を予定していますが、近隣住民の声を参考にしたり実際に現場を見たりして臨機応変に対応したいと考えています。

飯田議長 ありがとうございました。申請人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

飯田議長 特にないようなので、質疑を終了します。

飯田議長 続いて、〇〇〇 〇〇〇〇〇〇番〇、〇〇〇番〇の申請について説明をお願いします。

申請人 先程ご説明した〇〇〇〇〇番の申請と同様、パネル216枚、出力95.04kW、パワコン49.5kW、低圧で、売電単価1kWあたり〇〇円で〇〇年間の売電契約を予定しています。譲渡人が相続で本申請地を取得しましたが、将来にわたって農業を行う意思がなく処分する意向があるという情報を入手し私どもで買い取り活用することを提案し、了承を受けました。本申請地は現在メンテナンスされておらず荒廃しています。年間〇〇〇〇円程度の売り上げを見込んでいます。その他、〇〇〇〇〇番の申請と同様です。

飯田議長 ありがとうございます。申請人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

石渡農業委員 本申請地は〇〇さんの屋敷の裏だと思いますが、道路際から風が来るような地形だと把握しています。防風対策についてはどうなっていますか。

申請人 その件については本日承知しましたので、防風対策をとらせていただきます。

宮田農業委員 工事車両が譲渡人の家から進入すると説明を受けました。〇〇年間の売電契約とのことですが、その間、メンテナンスで屋敷内を事業者が通ることを自宅の人は了承しているのですか。

申請人 了承を得られています。契約を書面で交わす予定です。

京増農業委員 事業用地内に進入する門扉について、整理番号1は図面で示されていますが、整理番号2には示されていません。どこから進入しますか。

申請人 記載漏れです。失礼しました。〇〇〇〇様の自宅側が門扉となります。

飯田議長 他にないようなので、質疑を終了します。申請人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

(申請人 退室)

飯田議長 それでは、これから採決を行います。採決については、整理番号ごとに行います。第1号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1について許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

飯田議長 採決の結果、挙手全員ですので農地法第5条許可申請 整理番号1につきましては許可相当とすることに決定し、県に進達します。

飯田議長 続いて、第1号議案 農地法第5条許可申請 整理番号2について許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

飯田議長 採決の結果、挙手全員ですので農地法第5条許可申請 整理番号2につきましては許可相当とすることに決定し、県に進達します。

飯田議長 次に、次第にはありませんが、会長の互選に伴い、農業委員会選出各種委員会・協議会等について新たな委員を決めたいと思います。それでは、事務局より説明願います。

(事務局説明)

飯田議長 事務局より案が提示されましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質疑)

飯田議長 特にないようなので、質疑を終了します。特に反対意見もないようですので、事務局案の通りとさせていただければと思います。

飯田議長 次に、その他（１）ふるさとまつり出展について、事務局より説明をお願いします。

(ふるさとまつり出展について)

飯田議長 次に、その他（２）その他について、事務局より何かありましたらお願いします。

(その他)

飯田議長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

古川事務局長 7日の月曜日はいかがでしょう。

飯田議長 ただ今、7日の月曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょうか。特にないようなので、来月の総会は、7日の月曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、その他が終了しましたので、議長を降ろさせていただき、事務局にお返しします。慎重審議ありがとうございました。

古川事務局長 それでは、これで9月の総会を閉会いたします。